

(2) 知的財産関係手続に係る各種通知の電子化



2022年11月10日
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 案件概要

区分	概要
1. 検討項目	税関から民間利用者に対し、知的財産関係手続ファイルの送信を可能とする。
2. 変更要望	現状、税関から権利者等に対し郵送している認定手続開始通知書等の知的財産関係手続通知書について、個別業務を新設し、電子的な送信を可能とする。
3. 次期仕様	①税関業務としてMSB業務（添付ファイル登録）相当の個別業務を新設し、知的財産関係手続ファイルを税関側から民間利用者宛てに送信可能とする。 ②税関から知的財産関係手続ファイルの送信があった旨、宛先民間利用者へ通知する。 ③民間業務としてファイルを取得する個別業務を新設し、税関から送信された知的財産関係手続ファイルを取得可能とする。

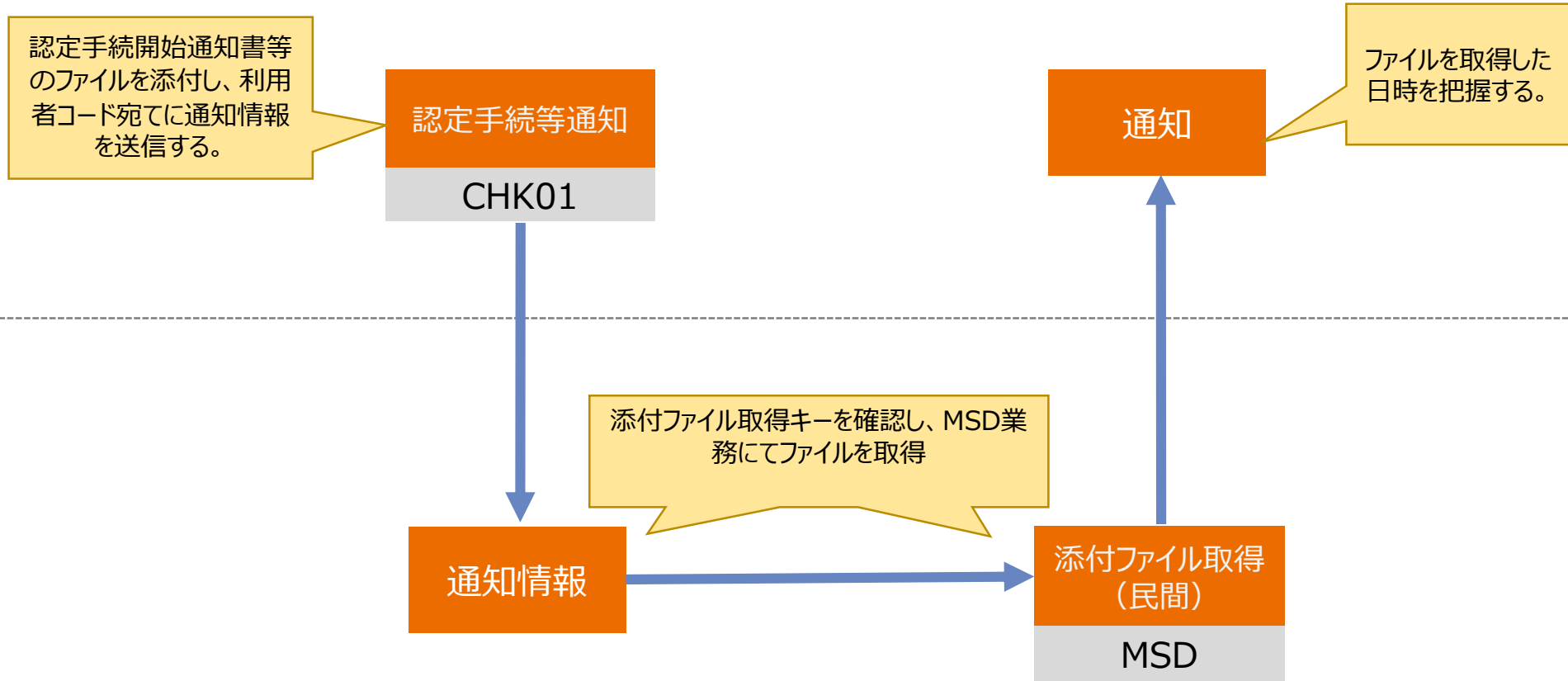
変更概要

税関から民間利用者に対し、知的財産関係手続ファイルの送信を可能とする。

次期

税関

権利者等



項番	区分	業務名	業務コード	業務概要
1	新規	認定手続等通知 (仮)	CHK01 (仮)	<ul style="list-style-type: none"> 宛先となる利用者コードを入力し、添付ファイル等を送信する。 宛先民間利用者に対し、税関からファイルが送信された旨通知する。 (税関業務)
2	新規	添付ファイル取得 (民間) (仮)	MSD (仮)	<ul style="list-style-type: none"> 通知された添付ファイル取得キーの情報をもとに登録された添付ファイルを取り出す。 (民間業務)

○ 民間業務

MSD (添付ファイル取得 (民間))

認定手続等添付ファイルキー通知情報

送信者 5AZZZ

添付ファイル取得キー番号 **B108080112345001**

通信欄
XXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXXXXXX

ファイル(F) 表示(V)

添付ファイル取得キー番号 **B108080112345001**

認定手続開始通知書 (権利者用) 税関様式第5814号

123-4567 平成 28 年 12 月 31 日
開封通知書 第 1611-00001-001 号
(開封通知書番号)

税関(受領者)の長
あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE 長
あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE 印

輸入申告貨物 (国際郵便物) に対する税関検査の際、開税法第69条の1第1項第9号・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思われる貨物が検閲されましたので、開税法69条の1第1項の規定により、当該貨物がこれらに該当するかどうかを認定するための手続 (以下「認定手続」といふ。) を執ることを通知します。

品名	数量	税関
1. 郵便貨物	郵便物XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	123-4567
2. 輸入者等の氏名又は名称の住所	あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	
3. 仕出人 (運出人) の氏名又は名称の住所	あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	
4. 生産者の氏名若しくは名称の住所	あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	
5. 税関検査の内容	あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	
6. 認定手続を執る理由	あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	
7. 輸入禁止事由	開税法第69条の1第1項第9号・第10号 あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE	

平成 28 年 12 月 31 日

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、上記5に記載されている期間中は税関を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記7の「輸入禁止事由」欄が「有」となっている場合には、上記5に記載されている期間中は税関からの申請により本通知に係る貨物を戻送することができます。
3. 上記5に記載されている期間中は、税関を提出し、意見を述べたための郵便物の郵便物を電子メールにより送附するよう申し出ることができます。
4. 上記8の税関検査の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、開税法第99条の17第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するおそれに関し、この通知を受け取った日から起算して10営業日 (送達があった場合はその日数) 以内に特許権者の意見を述べ、ことを要することとなります。
5. 上記2から4までに記載されている事項をたまたに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、開税法第99条の1第2項の規定により禁止されています。
6. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
【連絡先】 (税関番書) あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE
(住所) (税関番書コード) 15 (郵便コード) 00
あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE
(電話番号) あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE
(担当者の氏名及び住所) あいうえおXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXE (税関 14)

①税関のCHK01 (認定手続等通知) 業務を契機に、添付ファイルを取得するためのキー番号が通知される。

②MSD (添付ファイル取得 (民間)) 業務にて添付ファイル取得キーを入力し送信。

③添付ファイルを取得。

※ 通知情報の詳細な内容については、検討中。